

作成日 2010/12/28

改訂日 2018/11/20

安全データシート(SDS)

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	アリススゴールド【クリア・オレンジ】
製品コード	O-002
会社名	兵庫県神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル14階
住所	大阪工場 生産技術部
担当部門	06-6461-3611
電話番号	06-6461-0999(大阪工場 生産技術部)
緊急連絡電話番号	06-6461-0999(技術部)
FAX番号	06-6461-3990
推奨用途及び使用上の制限	木材防蟻・防腐剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	
引火性液体	区分4
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入 気体)	分類できない
急性毒性(蒸気)	区分外
急性毒性(粉じん・ミスト)	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	区分外
呼吸器感作性(固体/液体・気体)	分類できない
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分2
生殖毒性	区分1
授乳に対する又は授乳を介した影響	分類できない
特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分2
特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分2
吸引性呼吸器有害性	区分1
環境に対する有害性	
水生環境有害性(急性)	区分1
水生環境有害性(慢性)	区分3
オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語

警告

危険

警告

危険有害性情報

H227	引火性液体
H332	発がん性のおそれの疑い
H360	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H371	臓器の障害のおそれ
H373	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
H304	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H400	水生生物に非常に強い毒性
H412	長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
 P202 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
 P260 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
 P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 P273 環境への放出を避けること。
 P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急処置】

- P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
 P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
 P331 無理に吐かせないこと。
 P370+P378 火災の場合：消火するために指定された消火剤を使用すること。
 P391 漏出物を回収すること。

【保管】

- P235 涼しいところに置くこと。
 P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

- P501 内容物／容器を法令に従って適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分		混合物	
成分名	含有量 及びCAS番号 重量(%)	CAS番号	備考
エトフェンプロックス	0.30	80844-07-1	化審法 3-3981 安衛法 4-(14)-178 化管法第1種指定化学物質
シプロコナゾール	0.10～0.50	94361-06-5	化審法 5-6266
パラフィン	0.50～1.0	8002-74-2	
溶剤1	5.1		o-キシレン 0.3% トリメチルベンゼン 52% (2.65%含有) クメン 2.0%
溶剤2	90～95		鉱油 100%
樹脂	1.0～5.0		キシレン<2.0% エチルベンゼン<2.0%
顔料	0～0.5		エチルベンゼン 28% キシレン 51%

4. 応急処置

- 吸入した場合 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。
 症状が改善しない場合は、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 付着物を布にて素早く拭き取る。
 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
 溶剤・シンナーは使用しないこと。
 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 眼に入った場合 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 まぶたの裏まで完全に洗うこと。
 できるだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の相談を受けること。 嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
応急措置をするものの保護	適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。 換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤	炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、霧状強化液
使ってはならない消火剤	水(棒状水、高圧水)棒状強化液
特有の消火方法、 消火を行う者の保護	適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。 安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 指定の消火剤を使用すること。 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。 消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急措置	作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、エプロン、 ゴーグル等)を着用する。 屋内では換気をしっかり行う。 屋外の場合にはできるだけ風上から作業を行う。 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして 二次災害を防止する。 付近の着火源・高温体及び可燃物を素早く取り除く。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
環境に対する注意事項	河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の 方法・機材	漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。 乾燥砂、土、その他の不燃性のもの吸収させて回収する。 大量の漏出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	使用済みウエス、樹脂カス、スプレーダストや製品が付着した布、紙、ローラー などが積み重なると自然発火する恐れがあるので、廃棄するまで水に漬けて おくこと。 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 工具は火花防止型のものを使用する。 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用する。 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、 適切な保護具を着けて作業すること。 取扱後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込ま ない。
保管	日光の直射を避ける。通風のよいところに保管する。 盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管する。 火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理・許容濃度

許容濃度 (ACGIH (TLV))、管理濃度 (安衛法による作業環境評価基準)		
成分名	許容濃度 (ACGIH (TLV))	管理濃度
エトフェンプロックス	未設定	3 mg/m ³ (日本産業衛生学会)
シプロコナゾール	情報なし	情報なし
パラフィン	未設定	未設定
溶剤1	未設定	未設定
溶剤2	TWA 5 mg/m ³ (Mineral Oil Mist)	規定なし
樹脂	未設定	未設定
顔料	情報なし	情報なし

設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。
 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。
 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
 屋内設備の場合は、作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
 タンク内部等の密閉設備で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

保護具

有機ガス用防毒マスクを着用する。
 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
 取扱いには保護メガネを着用すること。
 取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。
 また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

性状 (状態・色)	透明液体 (淡黄色・オレンジ)
引火点	72.5°C (第四類第三石油類／非水溶性)
比重 (相対密度)	0.806 (20°C)

10. 安定性及び反応性

安定性	空気と酸化して徐々に酸化重合する。
避けるべき条件	混触危険物質との接触
混触危険物質	酸化剤、強酸類
危険有害な分解生物	燃焼等により一酸化炭素などの有毒ガスが発生する可能性がある。
その他の危険性情報	樹脂成分は空气中で酸化し、発熱し、蓄熱される条件があると自然発火する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	エトフェンプロックス	LD50 > 42,880 mg/kg (ラット)
	シプロコナゾール	LD50 800 mg/kg (ラット)
	パラフィン	LD50 > 5,000 mg/kg (ラット)
	溶剤1	区分外
	溶剤2	LD50 > 5,000 mg/kg (ラット)
	樹脂	区分外
	混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	
経皮	エトフェンプロックス	LD50 > 2,140 mg/kg (ウサギ)
	シプロコナゾール	LD50 2,000 mg/kg (ラット)
	パラフィン	LD50 > 3,600 mg/kg (ウサギ)
	溶剤2	LD50 > 2,000 mg/kg (ウサギ)
	樹脂	区分外
	混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

吸入

(粉じん・ミスト) シプロコナゾール	LC50 5.47 mg/L(ラット)
(蒸気) 溶剤1	区分4
(蒸気) 溶剤2	区分外
(蒸気) 溶剤3	区分外
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

皮膚腐食性・刺激性

エトフェンプロックス	区分外
パラフィン	区分外 (ウサギ)
溶剤1	区分2
溶剤2	区分外
樹脂	区分3
顔料	区分2
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

眼に対する重篤な損傷性又は刺激性

エトフェンプロックス	区分外
シプロコナゾール	区分外
パラフィン	区分2B (ウサギ)
溶剤1	区分2A
溶剤2	区分外
顔料	区分2
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

呼吸器感作性又は皮膚感作性

エトフェンプロックス	区分外
シプロコナゾール	区分外

生殖細胞変異原性

エトフェンプロックス	区分外
シプロコナゾール	区分外
溶剤1	区分外
溶剤2	区分外
樹脂	区分外
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

発がん性

エトフェンプロックス	区分外
シプロコナゾール	区分外
溶剤1	区分外
溶剤2	区分外
樹脂	区分2
顔料	区分2
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

生殖毒性

エトフェンプロックス	区分外
シプロコナゾール	区分外
溶剤1	区分外
溶剤2	区分外
樹脂	区分1B
顔料	区分1
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

パラフィン	区分3 (気道刺激性)
溶剤1	区分3 (気道刺激性)
樹脂	区分1
顔料	区分1 (肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系)
	区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

溶剤1	区分2 (中枢神経系、肝臓、腎臓)
樹脂	区分1
顔料	区分1 (呼吸器、神経系)
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

吸引性呼吸器有害性

溶剤1	区分1
溶剤2	区分1
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性毒性)

エトフェンプロックス	48-h EC50 0.00366 mg/L (オオミジンコ)
シプロコナゾール	96-h EC50 0.65 mg/L (魚類)
溶剤1	EC50 5.0-8.0 mg/L (魚類)
	EC50 3.5 mg/L (無脊椎動物)
	EC50 2.7 mg/L (藻類)
溶剤2	区分外
樹脂	区分3
顔料	区分1
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

水生環境有害性(慢性毒性)

エトフェンプロックス	区分1
シプロコナゾール	区分1
溶剤1	区分2 (分解度 4-18%)
溶剤2	区分外
樹脂	区分外
顔料	区分2
混合物の分類に基づき危険性の区分を分類した。	

オゾン層への有害性

いずれの成分も情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物
汚染容器及び包装

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
排水処理により発生した廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。
空容器は、内容物を完全に除去してから処分する。
特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

14. 輸送上の注意

取扱上及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国内規制

陸上輸送	消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合はそれぞれの定める輸送方法に従うこと。
海上輸送	船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところにより従うこと。
航空輸送	航空法の定めるところに従うこと。

国際規則

国連番号	—
輸送名	—
国連分類	—
容器等級	—
海洋汚染物質	該当する

15. 適用法令

労働安全衛生法	エトフェンプロックス(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質) 固形パラフィン(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質) キシレン(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質) トリメチルベンゼン(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質) クメン(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質) エチルベンゼン(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質) 鉱油(第57条の1及び2 表示及び通知対象物質)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	エトフェンプロックス(第1種指定化学物質) キシレン(第1種指定化学物質) 1,2,4-トリメチルベンゼン(第1種指定化学物質) 1,3,5-トリメチルベンゼン(第1種指定化学物質) クメン(第1種指定化学物質) エチルベンゼン(第1種指定化学物質)
毒物及び劇物取締法	該当しない
消防法	危険物第四類第三石油類、非水溶性、危険等級Ⅲ
水質汚濁防止法	油分排出規制
海洋汚染防止法	油分排出規制
下水道法	鉱油類排出規制

16. その他

参考文献	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) 日塗工「化学物質データベース第6版」 各メーカー原料SDS
------	---

本データシートは作成時又は改定時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報(危険物有害性情報・取扱情報等)を集めて作成しておりますが、すべての情報を羅列したものでなく、新たな情報を入手した場合には、追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。